(公印省略) 介高第924-106号 令和3年12月16日

各養護老人ホーム施設長 各特別養護老人ホーム施設長 各軽費老人ホーム施設長 各介護老人保健施設管理者 各介護療養型医療施設管理者 各介護医療院管理者 各有料老人ホーム設置者 各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部 介護高齢課長 遠藤 英夫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について(依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 さて、12月に入り、群馬県において、高齢者施設でのクラスターや、介護従事者等の感染が 発生しており、感染拡大に対する厳重な警戒が必要な状況となっております。

つきましては、下記のとおり感染対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

- 1 感染拡大防止のため、新型コロナウイルスワクチン未接種の従事者等にワクチン接種を 勧奨願います。
- 2 新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、2週間経過後(以下「接種完了」という。) の方でも感染する事例が増加しており、接種完了していても感染防止対策を徹底願います。
- 3 入所施設においては、接種完了した入居者についても、新型コロナウイルス感染症を疑う 症状(以下「症状」という。)が少しでもある場合には、積極的なPCR・抗原等の検査に ついて検討願います。
- 4 仮に入居者・利用者のPCR等の検査結果が陰性の場合でも、症状を有する場合は、新型 コロナウイルスに感染している可能性を念頭に慎重を期して対応願います。
- 5 職員に対し、引き続き感染防止の取組を指導いただき、職員自身に症状がある場合や同居 の家族等に陽性者がおり濃厚接触者となる場合等は、出勤を控えさせるとともに、PCR・ 抗原検査等を受けるよう勧奨願います。

事務担当

福祉施設係 (電話:027-226-2569)

保健・居住施設係 (電話:027-226-2566) 居宅サービス係(電話:027-226-2575)

ワクチン接種後も感染防止対策の徹底を

新たな変異株 (オミクロン株) でも**対策のポイントは変わりません**

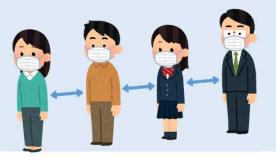
■マスクの着用・手洗い・換気







■ソーシャルディスタンスの確保



■会食は感染対策を講じたお店で



■体調が悪いときは外出を控え



